

○阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱

改正 令和6年3月21日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)を新たに設置する者に対し、予算の範囲内で阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅用太陽光発電システムとは住宅の屋根等に設置し、太陽電池(太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより、電気を発電する装置をいう。)で発電した電力を低圧配電線と逆流有りで連系したものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に定める対象システムを、阿波市内に自ら居住の用に供する住宅(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねる家屋との兼用住宅を含む)に設置する事業とし、補助金の交付の対象となる経費は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)とは、電灯契約を結んでいる個人で、次に掲げる事項についてすべてを満たすものとする。

- (1) 市内在住である者又は、第10条に規定する実績報告時までに本市の住民基本台帳に登録する予定の者。
- (2) 自らが居住の用に供する住宅に、新たに阿波市内に対象システムを設置しようとする者。
- (3) 自ら電力会社と電力受給契約を締結し、対象システムにより発電した電力の大半を住宅の居住の用に供する部分で使用しようとする者。
- (4) 補助対象者が市税を完納していること。

2 前項の規定に関わらず、過去において補助金が交付された同一住宅、同一人及び同一生計にある者は交付対象としない。ただし同一生計にあっても、実績報告完了時に新たな住宅に対象システムを設置する者はこの限りでない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1件あたり5万円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助対象者は、対象システムの補助対象経費にかかる部分の工事着工前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事着工前の現況が確認できる写真(パネル及びパワコン設置箇所)
- (2) 補助事業に係る対象システムのパンフレットの写し
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 補助対象者の納税証明書(前年度の市税分)
- (5) 対象システム設置予定の住宅地図
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)の発行をもって補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、交付しない旨の決定をし、その旨を補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助対象者は、交付決定を受けた内容を変更するときは、軽微な場合を除き、遅滞なく補助金計画変更申請書(様式第4号)に、当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更承認決定通知書(様式第5号)により補助金交付を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)に通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

第9条 補助金交付決定者は、当該決定に係る対象工事を廃止又は、中止をするときは、遅滞なく補助金計画廃止(中止)届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、対象システムの工事完了後、当該年度の3月31日までに補助金実績報告書(様式第7号)を市長に次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 対象システムの施工前、施工中、施工後の写真
- (2) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 対象システムの保証書の写し
- (4) 電力会社との「電力受給契約」及び「受給開始」通知の写し
- (5) 住民票(補助金交付申請時に補助対象地域に住所を有していない者)
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助対象者より実績報告書の提出があったときは、当該実績に係る書類等の審査をし、補助金額を確定すべきと認めたときは、速やかに補助金交付額確定通知書(様式第8号)の発行をもって補助金の確定を行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の請求を行い、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(手続きの代行)

第13条 補助対象者は、第6条の補助金交付申請書、第8条の補助金計画変更申請書、第9条の補助金計画廃止(中止)届出書、第10条の補助金実績報告書について、対象システムを販売する者等に対して、これらの手続きを代行させることができる。

2 手続きの代行者は、誠意をもって手続きの実施をするものとし、手続きの代行を通じ、補助金交付対象者に関して知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、必要に応じて調査を実施し、手続き代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該申請者及び手続き代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(取得財産等の管理)

第14条 補助金交付決定者は、市長が別表第2に定める期間、適切な管理をするとともに、補助金交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第15条 補助金交付決定者は、市長が別表第2に定める期間内において、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出しその承認を得なければならない。

(補助金の取消及び返還)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金を取り消して、返還させることができるものとする。

(1) 偽り又は、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他、市長が必要と認めたとき。

2 市長は前項の規定による取消しをしたときは、速やかに補助金取消決定通知書(様式第11号)により、補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日までに、改正前の阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた住宅用太陽光発電システムについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月26日告示第27号)

(施行期日)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日告示第33号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日告示第19号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象機器	対象システムが満たすべき要件	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は、同等の以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>(2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>イ 太陽電池モジュール公称最大出力が太陽電池メーカーによって10年以上保証されていること。</p> <p>ロ メーカー等による太陽光発電システム設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>(3) 太陽電池の最大出力の合計値が2kw以上10kw未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kw未満であること。</p> <p>(4) 未使用品であること。(中古品は対象外)</p> <p>(5) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナを同時に設置すること。</p>	機械器具費、本工事費及び付帯工事費

別表第2(第14条関係)

補助対象機器	償却期間
住宅用太陽光発電システム	17年間

補助金交付申請書

年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続きの代行者）

住 所			
会 社 名		代表者名	
担当部署		担当者名	
電話番号	— —	F A X 番号	— —

2 助事業実施計画

1 設置予定場所	阿波市 町		
2 建築区分	<input type="checkbox"/> 新築戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他具体的に ()		
3 設置予定の太陽光発電システムの概要	太陽電池の最大出力の合計値 (10kw 以上は補助対象外)	. kW	
	設置に要する費用 (税込み)	円	
4 販売店	会社名	所在	
5 工事着工予定日	年 月 日	6 工事完了予定日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事着工前の現況が確認できる写真（パネル及びパワコン設置箇所）
- (2) 補助事業に係る対象システムのパンフレットの写し
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 補助対象者の納税証明書（最新の市税分）
- (5) 対象システム設置予定の住宅地図
- (6) その他、市長が必要と認める書類

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金の交付については、次のとおり決定したので、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

設置場所の所在地	阿波市 町
交付金額	金50,000円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 住宅用太陽光発電システム設置工事の着工は、補助金の交付決定通知後とすること。2 補助金交付申請書の内容を変更する場合又は対象工事を廃止しようとする場合は、計画変更申請書又は計画廃止届出書を市長に提出すること。3 対象工事の完了後、当該年度の3月31日までに補助金実績報告書を提出すること。4 阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

阿波市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、次の理由により不交付と決定したので、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

（理由）

補助金計画変更申請書

_____年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

_____年 月 日付阿環第 _____号で補助金交付決定を受けた補助事業について、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり補助金交付申請内容の変更を申請します。

1 変更箇所

変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後
1 設置場所		
2 対象システム メーカー		
3 出力数値		
4 その他		
5 理由		

(変更が必要とするものを添付する。)

2 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続きの代行者）

住 所			
会 社 名		代 表 者 名	
担 当 部 署		担 当 者 名	
電 話 番 号	— —	F A X 番 号	— —

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金変更承認決定通知

年 月 日付で申請のあった補助金については、次の理由により交付決定を変更したので、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

（理由）

様式第6号（第9条関係）

補助金計画廃止（中止）届出書

_____年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

_____年 月 日付阿環第 _____号で補助金交付決定を受けた補助事業を次のように廃止（中止）したいので、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第9条の規定により届出します。

1 廃止（中止）の理由

--

2 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続きの代行者）

住 所			
会 社 名		代表者名	
担当部署		担当者名	
電話番号	— —	F A X 番号	— —

補助金実績報告書

年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

年 月 日付阿環第 号で補助金交付決定を受けた補助事業について、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり設置完了を報告します。

1 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続き代行者）

住 所			
会 社 名		代表者名	
担当部署		担当者名	
電話番号	— —	F A X 番号	— —

2 住宅用太陽光発電システムの概要

項 目	内 容
(1) 太陽電池モジュール製造者名(メーカー名)	
(2) 太陽電池の最大出力	. kW (小数点以下2位未満切捨て)

3 補助対象経費の内訳

補助対象経費	金 額	備考
住宅用太陽光発電システム設置に要する費用 (税込み)	円	

4 添付資料

- (1) 対象システムの施工前、施工中、施工後の写真
- (2) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 対象システムの保証書の写し
- (4) 電力会社との「電力受給契約」及び「受給開始」通知の写し
- (5) 住民票（補助金交付申請時に補助対象地域に住所を有していない者）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の交付が確定したので、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金交付決定番号	年 月 日付阿環第 号
補助金の名称	阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金
設置場所の所在地	阿波市 町
補助金の交付確定額	金50,000円

補助金交付請求書

_____年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

_____年 月 日付阿環第 _____号で確定のありました補助金については、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第12条の規定により次の金額を請求します。

1	請求金額	金50,000円
2	補助金の振込先	
振 込 口 座	金融機関名	() 銀行・農協・金庫
	支店名	本店 ・ () 支店・出張所・支所
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	()

処分承認申請書

_____年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

1 太陽光発電システムの設置場所	阿波市 町
2 処分の方法	該当する項目を選んで下さい <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） ()
3 処分の時期	年 月 日
4 処分の理由	

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金取消決定通知書

年 月 日付で支払いをした補助金については、阿波市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次の補助金の返還を求めます。

- 1 補助金額確定番号 年 月 日付 第 号
- 2 補助金額 金50,000円
- 3 支払い済口座

金融機関名	() 銀行・農協・金庫
支 店 名	本店 ・ () 支店・出張所・支所
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カタカナ)	()

- 4 取消及び返還理由